

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成24年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成24年12月13日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録 < 第 2 号 >

開会の日時

年月日 平成24年12月13日 木曜日
 開 会 午前10時4分
 散 会 午後1時18分

場 所

第1委員会室

議 題

- | | | |
|----|---------|------------------------------------|
| 1 | 甲第4号議案 | 沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号） |
| 2 | 乙第17号議案 | 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例 |
| 3 | 乙第18号議案 | 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例 |
| 4 | 乙第19号議案 | 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 5 | 乙第29号議案 | 財産の取得について |
| 6 | 乙第30号議案 | 財産の取得について |
| 7 | 乙第31号議案 | 財産の取得について |
| 8 | 乙第32号議案 | 財産の取得について |
| 9 | 乙第33号議案 | 財産の取得について |
| 10 | 乙第39号議案 | 指定管理者の指定について |
| 11 | 乙第40号議案 | 指定管理者の指定について |
| 12 | 乙第41号議案 | 指定管理者の指定について |
| 13 | 乙第47号議案 | 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について |
| 14 | 乙第48号議案 | 県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について |
| 15 | 乙第49号議案 | 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収につ |

いて

- 16 陳情第81号、第102号、第113号、第114号、第119号、第123号、第140号の
2、第143号、第144号、第146号、第148号、第151号、第158号、第161号、
第162号、第166号、第177号、第184号、第185号、第196号、第198号及び第206号
17 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	上原	章	君
副委員長	砂川	利勝	君
委員	座喜味	一幸	君
委員	翁長	政俊	君
委員	仲村	未央	さん
委員	崎山	嗣幸	君
委員	玉城	満	君
委員	瑞慶覧	功	君
委員	玉城	ノブ子	さん
委員	儀間	光秀	君
委員	喜納	昌春	君

委員外議員 なし

欠席委員

新垣哲司君

説明のため出席した者の職・氏名

商工労働部長	平良敏昭	君
産業振興統括監	安里肇	君
産業雇用統括監	小嶺淳	君
新産業振興課長	上間司	君
商工振興課長	金城陽一	君
企業立地推進課副参事	屋宜宣秀	君

情報産業振興課長	慶田喜美男君
労政能力開発課長	武田智君
農林水産部長	知念武君
糖業農産課長	竹ノ内昭一君
農地水利課長	松元茂君
水産課長	島田和彦君
文化観光スポーツ部長	平田大一君
交流推進課長	照喜名一君
文化振興課長	瑞慶山郁子さん

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

甲第4号議案、乙第17号議案から乙第19号議案までの条例議案3件、乙第29号議案から乙第33号議案まで、乙第39号議案から乙第41号議案まで及び乙第47号議案から乙第49号議案までの議決議案11件、陳情第81号外21件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、商工労働部長、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第4号議案沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 それでは、商工労働部関係の議案につきまして、御説明いたします。議案については、甲号議案が1件、乙号議案が10件の計11件で、甲号議案については、議会配付資料の平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その1）に基づき、乙号議案については、平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）に基づき、説明させていただきます。

なお、乙号議案のうち、3件の指定管理者の指定についての説明に際しては、商工労働部でお手元に準備しました指定管理者候補者の選定結果についての補足資料を併用させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、議会配付資料平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その1）の13ページをお開きください。

甲第4号議案平成24年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。今回の補正は、沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計において、平成25年度から平成27年度

までの沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の指定管理に係る指定管理料について、債務負担行為の追加を行うものであります。限度額は、1億6757万1000円であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより甲第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 続きまして、議会配付資料平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の178ページをお開きください。

乙第18号議案沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例について、御説明いたします。

この議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律など、いわゆる地域主権一括法の公布・施行に伴う職業能力開発促進法の一部改正に伴い、沖縄県立職業能力開発校で実施する職業訓練の基準等を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

この条例は、平成25年4月1日から施行する予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第19号議案沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 続きまして、182ページをお開きください。

乙第19号議案沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、平成18年に職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、条例で引用する同法の条項を改める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

本来なら、法律の改正時に合わせて、本条例の一部改正の手続を行うべきでありましたが、これまで改正手続がなされていなかったことから、今回提案するものであります。

これまで、改正手続を行っていなかったことを深く反省しております。

今後は、このようなことがないように、所管条例に係る法改正の動向把握に万全を期してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、この条例は、公布の日から施行する予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今の件は改正おくれということですが、実際には県民に対して実害や、そういった損益等々、回復すべき措置がありますか。

○武田智労政能力開発課長 これは事業者や組合が職業能力開発校の実習室を使うときや、社員の能力開発をするときに実習室を使いますが、その改正のおくれによって不利益を与えたことはございません。

○仲村未央委員 もう済んだことなので、今回は幸いにも不利益、実害等が小さかった、特にはなかったという答弁でしたので、そのとおりと受けとめます。こういった上位法の変更等は常にあって、恐らく数も多いし大変だと思います。でもやはり気づかれた時点で前の方がそうだったからということ、やはり隠さずに速やかにやるというものは行政の一貫性として非常に大事なことだと思うので、こういった対応はぜひその都度速やかに回復をとっていただいて、これからもこういったことがあったら、ぜひ隠さずにやっていただきたいということが思いですので、それを指摘しておきます。以上です

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 条例改正がおくれたことに伴って、県の徴収していた収入金額があったと説明がありましたが、それはあったのではないですか、法律改正する6年間の間にも。

○武田智労政能力開発課長 法制改正があったのが、平成18年10月1日で、それから以降平成24年9月末時点で、使用料の徴収額は職業能力開発校2校の合計で97件で、24万7810円となっております。

○崎山嗣幸委員 この収入になった部分の条例改正の空白の分については返還するかしらないかは不明確な感じですが、実際は法律改正をこれからしますよね。この空白期間の今言われた部分については返還されますか。

○武田智労政能力開発課長 条例で引用する職業能力開発促進法の条項にずれは生じておりますが、施設使用に当たりましては条例及び条例施行規則に定め

る、諸手続規程に基づいて申請者から施設使用、実態に基づく使用徴収に係る一連の手続については適正に実施していることから、法改正以降の使用料の徴収分については返還する必要はないのではないかと認識しています。

○**崎山嗣幸委員** 条例改正をしないままの収入ですが、根拠は大丈夫ですか。

○**平良敏昭商工労働部長** 崎山委員のおっしゃることは私も気になったので、きちんと弁護士と相談した結果、それには特に問題ないということも受けましたので、今労政能力開発課長が言ったように返還をする必要はないのではないかと考えています。

○**崎山嗣幸委員** どちらにしても6年前に条例改正をしなくてはいけなかったものを今の時点でやって、徴収してきた空白期間の分について、今、言われた分で根拠に瑕疵がなければいいと思いますが、これは条例改正をしてもしなくてもいいということになると、大変なことになります。こういった適正な措置についてこれはやはり6年間置かれて、今、提案しているわけですから皆さんは嚴重に反省をして、今、言った徴収した30万円近く、その分については根拠を明確にしておかないといけないと思うので、今、商工労働部長が言われるようなことがあるならばぜひ専門家の判断を聞いて、適正な処理をやってくれないと問題が起こると思います。大丈夫でしょうか。

○**平良敏昭商工労働部長** 御懸念の件は私ども全く同じ意識でございます。そういう専門の法律家に相談した結果そういう判断ですので、これについては特に返還には対応しないで、それはまた、もう少し内部で詰めていく必要があるかと思えます。先ほど仲村委員からもありましたが、やはり6年間も放置しておいたことについては、本当に我々としては深く反省し、今後そのようなことがないように、また問題が発覚したときにはすぐ適正に対応するという視点で今後とも対応していきたいと考えております。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**上原章委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第29号議案財産の取得について審査を行います。
ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。
平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 続きまして、210ページをお開きください。

乙第29号議案の財産の取得について、御説明いたします。

この議案は、沖縄県バイオ産業振興センター（仮称）に供することを目的に、株式会社トロピカルテクノセンターの建物及び工作物を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

取得予定価格は、2億1420万円、契約の相手方は、株式会社トロピカルテクノセンターであります。

説明は、以上となります。

御審査のほど、よろしく願います。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第29号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に願います。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 県が沖縄県バイオ産業振興センター（仮称）を買い取って、具体的には今後、どのような計画で進めていこうと考えていますか。まずは、なぜ県が買い取るということになったのかということと、その後どうしようということですか。

○上間司新産業振興課長 沖縄県ではバイオ産業の振興を図るため、平成15年8月にバイオ関連産業のインキュベーション施設である沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターを設置し、ベンチャー企業の支援を実施してまいりました。本県におけるバイオ企業は、全国で集積率が第3位という高い位置にありまして、将来発展可能性の高い産業分野と認識しております。そういうことで県としては、施設について整備する必要があるということで政策的に進めてきたところ、今回は株式会社トロピカルテクノセンター—TTCが売却するということもありまして、県としてはその施設を買い取ってバイオ産業の振興に資するために建物を公の施設として広くバイオ関連の企業に使っていただい

て、本県のバイオ産業の振興ひいては県の活性化、経済発展の可能性に資するために活用したいと考えております。

○玉城ノブ子委員 将来の発展の可能性があるということであれば、株式会社トロピカルテクノセンターが、センターそのもので運営をしていくということではなくて、沖縄県が財産を買い取ってやったほうが発展の可能性があるということですか。

○上間司新産業振興課長 ただいまのTTCはバイオ産業だけではなくて、ITなどいろいろな分野についてこの建物を活用して、株式会社として運営しているところです。県としてはバイオ産業の振興に係る発展可能性のあるものですから、これを改修しまして県の公の施設として、さらにバイオ産業関連の企業に使いやすく、ニーズに沿った対応をしていくために活用していこうと考えています。

○玉城ノブ子委員 ニーズに沿った活用をやっていくということですが、そのニーズは要するにこの株式会社でそのままやっていくということではなくて、なぜ沖縄県が財産を取得して、沖縄県がやらなくてはいけないのかということがよく理解ができません。この株式会社そのものがそのままやっていくということでは、需要に応えられないということですか。

○上間司新産業振興課長 ただいま沖縄県では通称バイオセンターといいます。インキュベーション施設を整備しておりまして、これは8割、9割の施設稼働率となっております。既に満杯の状態です。さらにバイオ産業関連の企業の入居が予定されております。改修するに当たりましては、現在TTCの施設は約15室ほどありますが、その倍の30施設ぐらいに使えるように改修して、さらに活用させていこうと考えております。

○玉城ノブ子委員 計画としてはそういう計画だということはおわかりますが、株式会社トロピカルテクノセンターは旧特別自由貿易地域の中にあるのですよね。別のところにある会社ですか。

○平良敏昭商工労働部長 TTCはうるま市州崎、これは一般工業用地の中に旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律—旧頭脳立地法に基づいて第3セクターで国の独立行政法人中小企業基盤整備機構が大きい

な出資をして、沖縄県、沖縄市が出資してつくった組織です。この間、研究開発の支援など、今日沖縄でベンチャー企業等がいろいろとあるのは、その功績が非常に大きいわけです。研究シーズを側面から支援したりといろいろやってきました、あるいはみずからも一緒に研究したり。そういうことをやってきましたが、やはり経営的にも非常に厳しいということで、みずからそういう研究はできないということになりました。一方で県は、先ほど担当の新産業振興課長から説明がありましたように、今後のバイオ産業、沖縄科学技術大学院大学とも関連してそういう産業を振興していこうと考えているわけです。その中で沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターもほぼ満室状態になっておりますので、このTTCの建物を買って取って改修して、インキュベーション施設として活用していきたいと。ですから、県の公の建物として改修、取得して、そのあとに指定管理で管理運営をさせようというそういう考えです。

○玉城ノブ子委員 第3セクターでは経営が厳しいので、県が買い取ってやったほうが経営も安定するということですか。

○平良敏昭商工労働部長 TTCの経営安定のためということではなくて、TTCは今後研究、インキュベーション施設は持たないと、どこかに売却したいという話があるものですから、一方で県もそういう新たな建物を整備していかないといけないと考えているわけですが、新規でつくるよりは、2億円ちょっとで買えますので、それを改修して。現在の建物は全館冷房方式になっていまして、管理運営費も非常にかかる建物なわけです、そういうものを全部改修してインキュベーション施設もふやしていくということで、そういう前提で買い取るということで、TTCの再建のためにやるということではありません。

○玉城ノブ子委員 株式会社トロピカルテクノセンター、バイオ産業振興、これについては将来有望であると。その環境として旧特別自由貿易地域の中にそういう施設を建設できる環境があると。そこで産業振興を図っていくということがバイオ産業振興にとっても非常にいい環境をつくることのできるということですか。

○平良敏昭商工労働部長 旧特別自由貿易地域とは関係しません。バイオ産業はあちこちに一那覇市を含めて、中部、南部でもあります。ストレートにそれが旧特別自由貿易地域、今の国際物流拠点産業集積地域とは直接関係するわけではございません。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第29号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第30号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 続きまして、211ページをごらんください。

乙30号議案の財産の取得について、御説明いたします。

なお、211ページの当議案から214ページの乙第33号議案までは、関連いたしますので、その概要について、一括して御説明いたします。

これら4件の議案は、沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内の高度技術製造業賃貸工場の中核工場及び関連工場3区画に設置する工作機器及び周辺機器等を取得するため、議会の議決を求めるものであります。

まず初めに、乙第30号議案は、中核工場に設置する機器の取得に関するもので、取得予定価格は6億5677万5000円、契約の相手方は株式会社佐久本工機であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第30号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 沖縄県で金型産業を育成する上で有利な条件は何ですか。結局、この金型産業を誘致する上でこの会社の初期投資と申しますか、機械を県が買って、それを設置してそれを貸し付けるということになっていませんか。

○平良敏昭商工労働部長 金型工場ではありません。これは、後で担当の産業雇用統括監から説明させますが、賃貸工場をつくりまして、そこに中核企業、つまり具体的に申し上げますと、石川県の渋谷工業株式会社といいます—これは金属機械のかなりの高度な部分、いろいろな種類などを製造している企業で一部上場企業ですが、そこと関連して4社と一緒に沖縄県にセットで立地します。これは初めてのケースです。我々はそれをモデルケースと考えていますが、そこが立地する際にそういった機器等もレンタルで—これは整備してただ貸すだけではなくて、レンタルで貸します。そういった措置を講じて一挙に5社の誘致を考えて、この議案を提出しています。

○玉城ノブ子委員 この渋谷工業株式会社の専門はどういったものですか。

○小嶺淳産業雇用統括監 飲み物の充填機—工場の中にずらりとビンが来て飲み物を入れて詰める。そういった日本のシェアの7割ぐらいを持っています。それから医療機器—人工透析などを専門にしている会社です。

○玉城ノブ子委員 この需要と供給の問題の見通しとして、沖縄県内での需要を対象にしていますか。

○小嶺淳産業雇用統括監 もちろん全国、世界、アジアです。

○玉城ノブ子委員 そういう意味では、ここで製造してアジアに輸出をすることを目標にしているわけですね。要するに、いろいろな条件がありますよね、税金の控除制度や保税措置制度があります。それを活用してここで製造して、アジア向けに輸出をするということですか。

○小嶺淳産業雇用統括監 そういう目的であります。当面は石川県金沢の会社ですが、金沢で最終製品をつくると。沖縄県ではその部品の金属加工で、将来的には医療機器についてはアジアのマーケットに展開するという目的で沖縄に来ています。

○玉城ノブ子委員 初期投資に相当莫大な金をつぎ込むことにはなりますが、これまで大手の企業の初期投資に沖縄県がこれだけの投資をすることはありましたか。

○小嶺淳産業雇用統括監 これまでは賃貸工場はやっています。機器設備までは初めてですが、これは補助金ではなくてあくまで県の資産でこれを有償で貸すと、かつ持ち出し分、県負担分は使用料金として回収いたします。いわゆる通常の補助金ということではありません。

○玉城ノブ子委員 そのように皆さんはおっしゃいます。しかし、初期投資でこれだけの莫大な投資を1企業にやったことは多分ないと思います。それだけの投資をやって、今後の見通しはありますか。

○平良敏昭商工労働部長 委員のおっしゃるように、このような大きな企業がまず沖縄県に進出したこともないわけです。製造業は非常に定着率も高い産業ですので、そういった企業が大手の企業を中核に関連会社4社が一举に沖縄県に来る。これまでにない新たな企業誘致の手法として今後そういう取り組みもしていきたいと思います。おっしゃるように投資額は大きいですが、逆に言いますとリターンも大きいといえますか、雇用も数年後には200名近くに伸びていくだろうと、我々は期待しています。先方もそういった考えを持っていますし、そういう点では関連企業、特に沖縄県では企業を支える周辺関連産業が少ないということが課題になっています。今回、その関連が一緒に来る、逆に言いますと、沖縄県が抱える弱点も克服する立地形態です。ここはぜひ新たな手法として御理解いただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員 私たちが気になるのは、これまでもそういう渋谷工業株式会社のような大手の企業でなくても旧特別自由貿易地域にいろいろな企業が進出してきて、撤退もどんどんしていますよね。そういう中において、ここだけではなくて全国でも大手の企業が進出をしてきて、うまくいかなかったらすぐに撤退をするということで、雇用の問題でもその地域の経済に非常に大きな影響が出るという状況が今全国でも出ています。そういう状況の中で、果たしてこれだけの初期投資—1企業の初期投資にこれだけ莫大な沖縄県の財源を投資して、それがうまくいかなかったら、また撤退するのではないかということも不安の声としてあるわけですよね。本当にそういう見通しがあるのかどうか。

○平良敏昭商工労働部長 委員の御懸念は全国の手先の企業が生産地の集約ということで、一部ある県から撤退をした、そういうことは私どもはよく承知しております。ただ、渋谷工業株式会社の場合は逆に言えば、一方では先ほど担

当の産業雇用統括監から説明があった充填機器、こういうものは非常に競争が厳しくなっていて、とくに旧西ドイツの企業とのシェア争いが激しいわけです。そういう意味では、先方は新たなコスト削減のために中国に行くか、かなりのノウハウ、知的財産も持っているわけです、そういう技術を海外に流出したくないということで、何としても国内にとどまりたいと、一方でどこが適正かという若年者も多い、しかもアジアに近い、ANAの物流ハブもあって特に将来台湾との連携を先方は考えていますので一下請けとしての台湾との連携ですね、それを考えた場合に、逆に沖縄県にシフトしてくるのではないかと。先方もそういう見方をしているわけです。ですから沖縄県から撤退する可能性については、私はそういう懸念は持っておりません。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第30号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第31号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 212ページをお開きください。

乙第31号議案は、関連工場2号区画に設置する機器の取得に関するもので、取得予定価格は7014万円、契約の相手方は、岡部機械株式会社であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第31号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 総額でどれだけの初期投資になりますか。

○小嶺淳産業雇用統括監 9億3500万円余りです。

○玉城ノブ子委員 先ほど雇用の見通しの話もしていましたが、皆さんの計画としてはどれくらいの雇用を見込んでいますか。何年でどれくらいの雇用をふやすという。

○小嶺淳産業雇用統括監 5社全部で101名です。中核企業及び渋谷工業株式会社の直接の子会社で41名、その他4社で60名です。当面そういったことになっていますが、渋谷工業株式会社の新聞発表によりますと、将来的には売上高100億円、雇用者数300名という目標を掲げて進出してくるということになっています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第31号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第32号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 213ページをごらんください。

乙第32号議案は、関連工場3号区画に設置する機器の取得に関するもので、取得予定価格は7350万円、契約の相手方は、株式会社佐久本工機であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第32号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 財源の確認ですが、連続してやっているもの、これは一括交付金でしたね。財源内訳をお願いします。

○小嶺淳産業雇用統括監 先ほど9億円余りと申し上げましたが、そのうちの一括交付金が8割で、1割は交付税、実質の県負担は1割で9000万円余りです。

○仲村未央委員 この事業名はサポーティング云々でしたか。一括交付金メニューの。

○小嶺淳産業雇用統括監 高度技術製造業生産拠点分散促進事業です。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第32号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第33号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 214ページをお開きください。

乙第33号議案は、関連工場4号及び5号区画に設置する機器の取得に関するもので、取得予定価格は1億185万円、契約の相手方は、株式会社佐久本工機であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第33号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第33号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第39号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 続きまして、224ページをお開きください。

乙第39号議案指定管理者の指定について、御説明いたします。

この議案は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっており、その候補者として、バイオセンター運営共同事業体を選定しております。

指定管理期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であります。

続きまして、選定結果について、担当課長から説明をさせていただきます。

○上間司新産業振興課長 委員のお手元には、指定管理者候補者の選定結果についてという資料を配付しておりますが、そのうち、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターに係る1ページをお開きください。なお同資料内容は新産業振興課のホームページでも公表しております。

沖縄県健康バイオテクノロジー研究開発センターは、1の対象施設にありますとおり、研究室や研究機器等を整備しており、バイオテクノロジー等を活用した健康に関する食品等の研究開発・実証研究を促進し、県内産業の振興に資することを目的として設置されております。指定管理者の選定に当たりましては、この設置目的を踏まえ、2の選定方法にあります指定管理者制度運用委員会において、審議がなされました。運用委員会の構成メンバーは、委員長である中小企業診断士の大城定理氏を初め、外部有識者4名で構成されております。運用委員会は、平成24年8月24日に、募集要項及び選定基準について運用委員会を開催し、平成24年11月6日には、指定管理候補者の審査のための運用委員会を開催いたしました。指定管理候補者の選定を行う上での選定基準及び配点

は、2の(3)選定基準等に示すとおりとなっております。なお、当該選定基準については募集要項に記載し、応募者へも事前に告知しております。当該施設への応募者は2ページの3の選定結果にありますように、申請団体はバイオセンター運営共同事業体の1団体でありました。採点方法は、選定基準に基づきそれぞれの委員が応募者の採点を行い、その採点結果の合計得点を踏まえ、申請者を指定管理候補者に選定いたしました。採点の結果、バイオセンター運営共同事業体が288点で、指定管理候補者に選定されました。選定理由は、提出された事業計画書等の内容が、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置目的に沿った運営計画となっていることなどから、適切に施設の管理運営を行うことができるものと評価されました。

以上が乙第39号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第39号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第39号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第40号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 続きまして、平成24年第8回沖縄県議会(定例会)議案(その2)の225ページをお開きください。

乙第40号議案指定管理者の指定について、御説明いたします。

この議案は、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっております、その候補者として、沖縄自由貿易地域管理運営共同企業

体を選定しております。指定管理期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間であります。

選定結果について、担当課の副参事から説明をさせていただきます。

○屋宜宣秀企業立地推進課副参事 それでは、選定結果について御説明申し上げます。

委員のお手元には指定管理者（候補者）の選定結果についてという資料を配付しておりますが、うち、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区に係る4ページをお開きください。なお、同資料は企業立地推進課のホームページでも公表しております。沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区は、1の対象施設にありますとおり、沖縄振興特別措置法第42条第1項の規定により指定され、国際物流拠点産業の集積により沖縄の産業及び貿易振興を図るために設置された施設となっております。指定管理者の選定に当たっては、この設置目的を踏まえ、2の選定方法にあります指定管理者制度運用委員会において、審議がなされました。運用委員会は、沖縄国際大学教授の野崎四郎氏を初め、外部識者4名で構成されております。運用委員会では、平成24年8月23日の募集要項や選定基準等についての検討を踏まえて8月24日から10月26日まで公募を実施し、平成24年11月2日に指定管理候補者の選定を行いました。指定管理候補者の選定を行う上での選定基準及び配点は、2の(4)選定基準等に示すとおりとなっております。なお、当該選定基準については募集要項に記載し、事前に公表しております。応募者は、3の選定結果にありますとおり、沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体の1団体でした。指定管理候補者の選定は、事務局による資格審査並びに適格性審査と、指定管理者制度運用委員会による事業計画審査により行われ、審査の結果、沖縄自由貿易地域管理運営協同企業体が100点満点中82点の評点で指定管理候補者に選定されました。沖縄自由貿易地域管理運営協同企業体の概要は、先ほど商工労働部長から御説明申し上げましたように、4の指定管理者（候補者）のとおりとなっております。5の選定理由について、沖縄自由貿易地域管理運営協同企業体の事業計画書等の内容や施設管理の方針が、沖縄県の産業振興を図るための施設の目的に沿ったものとなっております。安定した施設の管理を行う上で十分な内容となっている点が評価されました。

以上でございます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第40号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第40号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第41号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 続きまして、平成24年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の226ページをお開きください。

乙第41号議案指定管理者の指定について、御説明いたします。

この議案は、沖縄 I T 津梁パーク施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものです。

沖縄 I T 津梁パーク施設の管理は、沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっており、その候補者として、株式会社沖縄ダイケンを選定しております。

指定管理期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間であります。

選定結果について、担当課長から説明をさせていただきます。

○慶田喜美男情報産業振興課長 それでは、選定結果について御説明申し上げます。

委員のお手元には指定管理者（候補者）の選定結果についてという資料を配付しておりますが、うち、沖縄 I T 津梁パーク施設に係る配付資料の7ページをお開きください。なお、同資料内容は情報産業振興課のホームページでも公表しております。沖縄 I T 津梁パーク施設は、1の対象施設にありますとおり、情報通信産業等を中核とした産業集積の形成及び活性化を促進し、もって県内における情報通信産業等の振興に資することを目的として設置されております。指定管理候補者の選定に当たっては、この設置目的を踏まえ、2の選定方法にあります指定管理者制度運用委員会において、審議がなされました。運用委員会の構成メンバーは、委員長である琉球大学教授の名嘉村盛和氏を初め、外部識者5名で構成されております。運用委員会は平成24年8月28日に第1回

運用委員会を開催し、募集要項及び選定基準について検討を行い、平成24年9月3日から60日間公募を開始し、2団体の申請がありました。その後、平成24年11月9日に第2回運用委員会開催し、指定管理候補者の審査を行いました。指定管理候補者の選定を行う上での選定基準及び配点は、2の(3)選定基準等に示すとおりとなっております。なお、当該選定基準については、募集要項に記載し、応募者へも事前に告知しております。委員会においては、選定基準に基づき、5名の委員が、応募者の採点を行いました。5委員の採点の結果は、3の(2)に示すとおり、合計点では各2者とも同点という結果になりましたが、株式会社沖縄ダイケンを第1位と評価した委員が過半数を占めましたので、指定管理候補者に選定されました。8ページ5の選定理由にありますとおり、提出された事業計画書等の内容や管理運営方針が、沖縄IT津梁パーク施設の設置目的に沿った、施設の管理運営を安定して行う上で十分な内容であり、最も適切に沖縄IT津梁パーク施設の管理運営を行うことができると評価された者と考えております。

以上が乙第41号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第41号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第41号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、商工労働部関係の陳情第102号外5件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております、経済労働委員会陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、その目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が5件、新規陳情が1件となっております。

継続陳情5件のうち、4件につきましては、前定例会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず、継続陳情について、御説明いたします。

修正のある箇所は下線により表示しております。

説明資料の1ページをお開きください。

陳情第102号、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情に係る修正箇所については、2ページとなっておりますので、2ページをお開きください。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限の延長については、去る11月29日に行われた、厚生労働省の諮問機関である労働政策審議会において、平成30年までの期限の延長が了承され、来年の通常国会に同法改正案が提出される予定であることから、その旨追記、修正しているものであります。

続きまして、説明資料の10ページをお開きください。

新規の陳情であります。

陳情第196号、県産サッシ型材の優先使用に関する陳情について、御説明いたします。

陳情者金秀アルミ工業株式会社代表取締役社長呉屋守章、陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

県発注の公共工事においては、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、特記仕様書の中で県産品の優先使用を明記し、県産資材の優先使用に取り組んでいるところであります。同方針に基づく県産資材の使用実績調査では、平成23年度のアルミサッシとアルミ型材の使用率はそれぞれ、97.7%、38.1%となっております。なお、アルミサッシについては、同調査において、サッシ型材を県外から移入し、県内においてアルミサッシに加工されたものについても県産品として取り扱われております。一方で、陳情者のアルミサッシは、県内で原料であるビレットから製造されており、県内で唯一のアルミ型材製造メーカーであります。このことを踏まえ、公共工事を所管する部署とどのような対応が可能か調整してまいります。県としましては、今後とも県産品の付加価値や、競争力を高めていけるよう、県内企業の製品開発等の取り組みに対する支援を強化してまいります。

以上が商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 先日、この陳情にも書いてあるように現場を見せていただいて、訪ねました。そのときに具体的に指摘があったのは、受注の環境が非常に厳しいことの一つの例として、アルミサッシのバリアフリー仕様の指定が全てかぶせてしまうと、結局は仕様に合わせて購入しなくてはいけない部分が多くなってしまって太刀打ちできないというような説明をされていました。公共事業発注において、バリアフリー仕様のもものと、その必要がないものと分けて発注することによって、より県内受注が高まるということはあるでしょうか。そういう工夫ができるのか、できないのか、その辺をお尋ねします。

○平良敏昭商工労働部長 これは非常になかなか難しいところがございます。今、現在の県産品として取り扱っている状況、本土からアルミ型材を入れて沖縄県でカットして、それで県産品として扱っている。それをどういう形で、今おっしゃったような、例えば、特定部分でバリアフリー化のものとは別に県産品はバリアフリーに関しては、こういうものだという別の基準を設けるのかどうかは非常に難しいところがあります。ただ、一方で、金秀アルミ工業株式会社はビレットを持ってきて、沖縄県で溶融してそういう型材をつくっている。ある意味、製造業なんです。そういう点では、何らかの区分が必要なのかということが、我々商工労働部内では考えているわけです。これを土木建築部あるいは農林水産部などどのように調整していくのか。これに限らず、今、従来の県産品として扱っているものをもう一度再検討の余地があるのかという話を商工労働部内でも議論しているところです。ですから、この辺はぜひ委員の意見等もお聞かせいただいて、適正な対応をしていきたいと思っております。

○仲村未央委員 ぜひ、製造業を非常に伸ばしていくということは、大きな課題です。さらにこれをつくって、県内での受注が高まればどんどん意欲も湧い

てくると思います。もし、そういった仕様指定やそれで工夫すれば競争できるという環境に置かれるのであれば、特に発注の多い土木建築部や教育委員会など具体的に意識して、部長を中心に調整していただけたらという印象を持ちました。具体的に他県で県産品の優先使用を高めるような工夫が総合評価制度の中で特記を具体的にしたり、加点をしたりしている例があると思いますが、御存じでしたら挙げていただけますか。

○金城陽一商工振興課長 今般の陳情を受けまして、現段階ではホームページで公表された資料の程度ですが、多くの県で県産資材の優先使用をやっているようでございます。その中でも、例えば、和歌山県あたりは、まず県産品自体の品目を登録をするという制度。私どもは定義だけはしておりますが、品目を個別に言っていないので、ある意味曖昧なところがあるなというところがあります。和歌山県の場合は、約1600アイテムをメイド・イン・和歌山だというリストがあるようです。もちろん、土木設計共通仕様書記載は私ども県も同じですが、共通仕様書の記載によって使わなかった場合は、なぜ使わなかったのかという説明を求めるとか、あるいは特に工事の評価の中で大変特筆すべきところだと思いますけれども、仕様書の明記の県産品を全てするのは当然加点をすると、さらに明記していなくてもより県産品に近い、より県産品そのものを一指定されていなくても県産品だというものであれば評価しよう、総合評価の中で点数を上げようということとか、県産品の明記が全くない場合でも、県産品であれば工事で使えば評価するというので、総合評価方式の中で非常に配慮をした、進んだ取り組みをされているようですので、そういったところも勉強しまして、私どもと、土木建築部を交えてぜひ進めてまいりたいと思っています。

○仲村未央委員 今、和歌山県の事例をおっしゃいましたが、それを見ますと、もちろん加点をしていく、登録をしてその加点を具体的にしていくことは非常にいいと思います。この逆もあります。例えば、その資材が使用できない場合は、なぜ利用できないかという説明書の添付を義務づけていると。つまり、利用させるだけではなくて、利用できない場合の理由をわざわざつけさせて、つまりそのことが負担になるような仕組みによって、より県産品の使用率を上げていくという取り組みが和歌山県でなされているとありますが、このあたりは非常に学ぶところが大きいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 おっしゃるとおり、やはり県産品を実質上、県産品

をいかに県内で消費するかは非常に地場産業の振興、特に製造業の振興という意味では重要なことです。これは土産品等にしても同じことが言えますので、今、商工労働部で検討を始めているのは、次年度あたりでこういった実態調査ができないかなど。ただ、今予算計上はしておりませんが、何らかの対応をして、その辺の実態を踏まえて対応をする必要があるのかと思っています。一方で、従来、県産品として扱っている形材、いろいろなものがありますので、これを県産品ではないとしたときにどういった問題が起こるのかという問題もあると思いますので、まずは実態をきちんと把握した上で、どうすべきかを議論する必要があると思っています。委員のおっしゃるように、特に土木建築部、あるいは教育委員会、一部農林水産部等もあると思います。そういう公共工事を所管するところと話を詰めないと、なかなか商工労働部だけの判断では前に進みませんので、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、農林水産部、教育委員会あたりで調整をしたいと思っています。

○仲村未央委員　そうですね。恐らく商工労働部がリードをとらないと、やはりこういった優先使用は、ほかの部からはなかなか動機が……。皆さんは製造業をつくっていきこう、押し上げていきこうという目線で見ると今のような大事さが一つくって売れなかったらということにすぐに直結すると思います。こういった加点だけではなくて、使用できない場合の減点とは言えないが、実際には面倒くさいということが生じると非常に誘導的な効果もあるだろうと。気になるのは、今、TPPの議論もありますが、やはり競争の環境は避けられない状況になってくると思いますので、ぜひ制度としてやはりこういった総合評価の中で地元の企業、地元でつくっているものがより競争力を持ち得るといような制度として、早目に確立することはとても大事だと思いますので、ぜひ時間的なめども示しながら、取り組んでいただきたいと強く思いますが、商工労働部長いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長　委員のおっしゃるとおり、私どもの認識も全く同じです。えてしてこの種のケースの場合、例えば、今回、金秀アルミ工業株式会社が一県内でやっているのは1社だけではないか、1社のためにやるのかという議論が必ず出るわけですね。ただ、沖縄県は島嶼県です。ここで経済規模として2社ある必要はないわけです。ですから、鉄筋も同じで、拓南製鉄株式会社も同じです。ですから、沖縄県の島嶼経済を念頭に置きながら、1社であってもその企業が沖縄県に貢献する度合いを考えれば十分にそういうことをやっていく必要はあると私は思っています。そういった議論を担当課長ともやって

います。そういう視点で早目に実態を把握して、次年度あたりに実態を把握して、それに基づいて関係部局と調整していきたいという考えを持っています。

○仲村未央委員 本当にそうだと思います。商工労働部長のおっしゃるように、県外への発注を受けて、出していると。やはり工場に寝かせないで、確かにそういう意味での収入的なものはたくさんはないけれども、出させるという力をつけさせるためにも、今言うような育て方は非常に大事だと思いますので、ぜひ頑張って取り組んでいただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
 崎山嗣幸員。

○崎山嗣幸委員 バリアフリーの資材を使う全体の割合は少ないが、価格は高いと言っていました。バリアフリーで使われるアルミの使うところはこういったところに主に使われますか。

○平良敏昭商工労働部長 公共工事では、学校、あるいは県営団地、公共施設、こういうものが恐らく中心に。もちろん民間も、当然に住居、ここはかなり。玄関、ベランダなど、そういうところが主に中心になると思います。

○崎山嗣幸委員 これは今後、バリアフリーの部分のアルミの建材がふえていく可能性は高いですか。

○平良敏昭商工労働部長 定かなことは申し上げられませんが、少なくとも社会が一そういうバリアフリーは当然、社会の命題だと思いますので、当然そういう方向に流れていくべきだと思っていますが、それがどのくらいのスピードで流れていくかということは、商工労働部としてなかなか把握できません。いずれにしても、特に高齢化社会あるいは障害者の皆さんに優しい社会、そういうことを考えれば当然ふえていくべきだと、ふえていくだろうと思っています。

○崎山嗣幸委員 これは軽くてとといいますか、いろいろなアルミのバリアフリーに適するものがあると思いますが、そういう意味では、現地の沖縄の金秀アルミ工業株式会社は不利な競争をしようとしているので、ほとんど外注が出てくる。それに精密といいますか、特別な資材という意味で競争で厳しいということですか。

○安里肇産業振興統括監 今現在、金秀アルミ工業株式会社では製造できないそうです。強度やいろいろな加工があるというようなことをおっしゃっていました。私たちとして、そうであればつくれるような研究開発を一緒にやりましょうかと、県のほうで支援をしながらと、そういうことを申し入れはしています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 アルミ型材を県外から輸入して、県内においてアルミサッシに加工されたものについても今、県産品として扱っているわけですね。金秀アルミ工業株式会社の場合には、原料であるビレットから製造されているということがあります。この問題についての取り扱いについては今後どのようになりますか。特記仕様書か何かで記述して、いわゆる県産品のものを優先的に公共事業の中でも取り扱っていくということができるとはでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 先ほども申し上げましたが、今の現状は委員のおっしゃるように、県外から輸入をして沖縄県で加工をして、窓枠とかいろいろなものも県産品として扱っているわけです。これを県産品として扱わないとした場合に、雇用の問題などいろいろなところに影響が出てきます。ですから、まずは県内の実態を全体的に県産品の使われ方というもの、あるいはその中身がどうなっているのか、県外から入れたものなのか、県内でもとから製造したものなのか。この辺の実態をつかんだ上で、関係部局と仮にそういったものを外した場合にどういう影響が出るかということが出てきますので、簡単にできる問題ではありません。その辺の実態をまずはつかんだ上で、先ほど申し上げました、公共工事の多い土木建築部、教育委員会、農林水産部などと詰めて、あるいはまたいろいろな県民の声も聞かなくてはいけないと思います。ですから、行政だけで勝手に決めるわけにはいかないと思いますので、いずれにしてもそういう考えを持っています。

○玉城ノブ子委員 やはり県産品の優先使用を公共工事の分野でも、各学校、施設、病院ほかの製造部門の分野でも県産品の優先使用をすることによって、この経済波及効果、雇用効果も非常に高いということが調査の中でも出ていますので、私は沖縄県としてそういう調査を県産品の優先使用をすることによっ

て、どれくらいの経済波及効果が出てくるのか、雇用効果が出てくるのかということについて、沖縄県としてもそういう調査を実施してみる必要があるのではないかと思います。

○平良敏昭商工労働部長 県産品の使用によって、こういった経済効果が出るのかについては、社団法人沖縄県工業連合会でも過去に報告書を出していると思います。おっしゃるように、仮に県産品の解釈を一部変更する場合に、どういう影響があるのかという場合の中では、その生ずる影響、波及効果、当然そこは把握しなくてはいけないと思っています。

○玉城ノブ子委員 ぜひそれもやっていただいて、私がやはり必要だと思っているのは、各部署でそれぞれ県産品の優先使用を高めていくために、それぞれの連携が必要であるわけですね。そういう意味では、横の連携ができて、それぞれの部署で県産品の優先使用ができるような仕組みづくり、システムづくりが必要ではないかと思いますが、それはどうですか。

○平良敏昭商工労働部長 これは公共部材に限らず、あるいは農林水産物にしてもいろいろ本会議でも質問が出ました。そういうことで、農林水産部も含めて、全体的な実態把握も含めて対応していかなくてはいけないと認識しております。

○玉城ノブ子委員 一般質問等でも申し上げましたが、やはり具体的にそれぞれの製品のそれぞれの部署で、商工労働部長がおっしゃったように実態を掌握して、どのようにして県産品の優先使用、1%でも多く引き上げていくかということについて、ぜひやはり必要なところ、協議会を立ち上げて、そのための具体的な課題を精査して、議論しておく必要があると思います。そこに向けて目標をきちんと県産品のこの製品はどこまで引き上げていくか、使用率を引き上げていくかということは、その目標も持って具体的な目標達成のためにそれぞれの課がどのように連携をとって、どのような課題があつて、それをどう克服するかということで議論が必要だと思っています。やはり具体的に目標を持って、取り組んでいくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○金城陽一商工振興課長 委員の御指摘のとおり、さきほどの仲村委員からの御指摘もありました、和歌山県の取り組み。まず今回の問題は、加工をどう見るのですかという、カットだけしても加工になるのかと。県内でより上流工程

があるものについては、それをもって県産品というべきではないか。県内の産業の度合いに応じて解釈が変わっていかなくてはならないと認識しております。そういう意味で、改めてこの問題については商工労働部だけの問題ではございません。御案内のとおり、昭和29年の琉球政府時代にこの事業が始まっております。その当時の言葉を見ますと、島内産業の振興を図り、島内の自給度を向上し、外貨を節約するとともに輸出の増大を図り、自立経済の一助たらしめるということを比嘉秀平知事がラジオでメッセージを出したと。これは本当に県全体で考えるべきことでして、内部で議論をするだけではなくて、外部も含めてどのようにあるべきなのか、県産品を使うことが県の産業振興にどれだけ貢献するかということも含めて全般的に見直しをしていく必要があると思っております。ぜひ御支援を賜りたいと思います。

○玉城ノブ子委員 最後に、やはりそこに向かって。私も商工労働部がこの県産品の優先使用比率をどう上げていくか、活用率をどう引き上げていくかということについては、商工労働部が先頭に立って、イニシアチブを握ってやっていく必要があると思っております。横の連携も必要です。その中心として商工労働部がそのことを念頭に置いて頑張っていく必要があると思っております。

○平良敏昭商工労働部長 委員の皆さんの御意見、あるいは外部の皆さんの御意見も踏まえて、先ほど担当の商工振興課長が申し上げたように、この問題は非常に重要なことだと思っております。その点で、いかに県産品を県内で消費させて、できるだけ県内からの持ち出しを少なくする、これはいわゆる外貨を稼ぐということになるわけです。そういう視点も含めてしっかり対応していきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第196号についてお聞きします。これまでもこの種の陳情は出ておりませんでしたか。

○平良敏昭商工労働部長 記憶にございません。

○翁長政俊委員 アルミに関してはこれまでもいわゆる県から発注される公共工事の仕様の中に県産品という特記事項をつけて、きちんとうたうべきだとい

う議論がずっとありました。それが今、商工労働部は県産品を優先使用することを奨励する、そういう部署にあるのですが、実際にそれを公共工事の中に入れて発注させるとなると、これは土木建築部や発注機関で設計図の仕様の中に入れていかなくてははいけませんよね。現在、県産品の仕様は10品目ですか。公共工事、特に建築関係でうたわれている仕様県産品は幾つありますか。

○金城陽一商工振興課長 委員の御指摘のとおり、私どもの通知を受けて土木建築部では既に建築工事特記仕様書、例えば、建築工事編ということで、県産資材の優先使用ということで、県内で生産製造されかつ企画品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用すると。なお、使用状況は県産資材使用状況報告書で報告することということで、既にはるか以前から仕様書としてはございます。今回問題となっているのは、県産品の定義の話です。やはり製造されたものはもちろん県産品ですが、加工されたものをどう見るかというところで、今まで県外でつくった型材を持ってきてカットして、アルミサッシにすれば県産品という整理をしていたものですから、データの的にも約100%近いものが県産品として扱われてきたということです。優先使用は既に仕様書の中でうたわれて、推進しております。

○翁長政俊委員 アルミサッシについては、私はこれまで業界団体からいろいろと陳情があったり、いろんなことがありました。いわゆるビレットから生産をしていくということと、型材加工されたものを輸入してきてつくるということとは基本的には違います。いわゆる県産品の定義となると基本的にはインゴットないしビレットを買ってきて、ここで型材に変えていくというシステムは、まぎれもない県産品という定義がなされるだろうと思います。ですから、商工労働部のほうでもっときちんとした区分けが必要だと思います。簡単な話をしますと、農林水産部のことですが、加工と外国の製品を入れてきて、加工して出したらこれは黒糖になるのかという話はずっと議論があるところです。やはり、県内で生産されたものを県産品というのであって、型材を買ってきて加工して出すという……。いずれにせよ、ぜひそこは皆さんの部署の問題だと思います。皆さんの部署でもっと明確に県産品の定義というものを、しっかりと区分けする必要があると思います。商工労働部長、これはいつまでにできますか。

○平良敏昭商工労働部長 先ほどもその議論をしておりました。私どもは全く委員の考えと同じ認識を持っております。次年度に実態を調査して、どうするか、これは土木建築部などいろいろな部署も関係しますので、一方で今まで、

県産品として扱っていたところを、県産品でないとした場合の影響、そこにも皆さんが危惧されておりますので、そういうことを含めて早目にこの作業をしていきたいと考えおります。

○翁長政俊委員 やり方は幾つかあると思いますから、形材から押し出してつくる製品を持っている企業に関しては、特に何らかの形での特記をつくって、しっかりと県産品として位置づけてやっていくという考え方を持っていかないと。製造業はこれでだけ沖縄県は比率がどんどん低くなってきていて、製造業をどうにか振興させようと言いながらも、商工労働部がやっているのはその部分、つくることと出るところを同じように扱ってくれないと、どんなにつくっても出をきちんとやって、皆さん方が県産品という形でやってもらわないと、ふん詰まりになります。ですから、ここが大事です。つくるのはつくって、出すときにしっかりと県産品を使用する生産業の皆さん方がしっかりとこれを使えるシステム、制度づくりが重要です。制度づくりをきちんとやってもらわないと、どんなに県産品使用とうたってもうまくいきません。アルミの問題に関しては、これまでも幾つかずっと取り上げられてきた課題なんですけど、ぜひ早目に結論を出せるように商工労働部長、しっかりとやってください。

○平良敏昭商工労働部長 委員の御指摘はごもっともだと私どもも認識しております。早目にそういう対応をしていきたいと考えています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第17号議案沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

知念武農林水産部長。

○知念武農林水産部長 それでは、平成24年第8回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書の176ページをお開きください。

乙第17号議案沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例です。

本条例は、沖縄県中央卸売市場に係る卸売市場法第9条第2項に規定する事項その他施設の管理等について必要な事項を定めるものです。

本議案は、市場関係事業者に対して課している事務手続の簡素化を推進するため、卸売業者の届出義務の一部を廃止する等の必要があることから、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第47号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

知念武農林水産部長。

○知念武農林水産部長 続きまして、議案書の232ページをお開きください。

乙第47号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についてです。

本議案は、県営土地改良事業の執行について、利益を受ける関係市町村から事業費の一部を負担金として徴収するために、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決が必要となるためです。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第47号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第47号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第48号議案県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

知念武農林水産部長。

○知念武農林水産部長 続きまして、議案書の238ページをお開きください。

乙第48号議案県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収についてです。

本議案は、県営水質保全対策事業の執行について、利益を受ける関係市町から事業費の一部を負担金として徴収するために、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決が必要となるためです。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第48号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 負担金の徴収の件であります。負担金を取って、土地改良を行う事業なのですね。なぜこの負担金の事業が発生したのかについて説明

してくれませんか。

○松元茂農地水利課長 水質保全対策事業につきましては、農林水産省の国庫補助事業としまして、平成5年度に創設されまして、農村地域の環境保全に資することを目的として、平成22年度までに県営事業77地区、団体事業2地区において事業をしてきているところなのですけれども、本事業の負担割合につきましては、平成20年度までは赤土等の流出防止対策を県が中心となって推進する必要があったことなどから、県営事業については国が75%、県が25%の負担割合で実施してきたところでございます。しかしながら、厳しさを増す県の財政状況におきまして、本事業の負担割合について関係市町村にも負担を課すように見直しが求められ、平成22年3月に作成された新沖縄県行政改革プランの中で県費上乘せ補助の見直しとして取り組むことになりまして、平成23年度の新規地区から負担金を徴収することになった次第であります。

○崎山嗣幸委員 これは事業主に対して10%、結局各市町村に補正予算で組みなさいということの段階なのですか。

○知念武農林水産部長 今、農地水利課長から説明があったとおりなのですが、もともとの平成24年度の事業については、当初から市町村においても負担がありますという前提で、事業を開始しております。したがって、市町村としても当然負担金という準備は当初の予算でされていると考えております。

○崎山嗣幸委員 聞きたいのは、今言われた平成20年赤土対策というものをしているのだけれども、赤土対策という意味で今回、この事業の中に傾斜部分が違って、この事業によって修正を加えるというか、改修を加えるというのか、そういう事業だと聞いているのですが、その責任をどうして市町村に負担をかけるのかということ聞いたのですが。この辺は今言われたように、各市町村は当初予算で納得して10%負担するということを言っているのだと言っていますが、市町村と合意なのか、あるいは県がこのことについて土地改良によって、工事が開始しなくてはいけないということで、傾斜をならすためにやるものを、なぜ負担をかけるのですかと聞いたのです。この事実関係はどうですか。

○知念武農林水産部長 この事業の目的は今おっしゃったように、勾配修正をやったり、あるいは沈砂池、浸透池、送水路等々を整備をして、農地からの赤土が海に出て行くものを防ぐということでございます。県の基本的な考え方は、

この事業をやることによって、県もそうですが、市町村も地域の自治体として海の環境を守る当然責務というものは、応分の負担をするという義務があるということに基づいて、随分前から一恐らく七、八年あるいは五、六年前から、市町村とはそういうやりとりをしながらまとめてきたということでもあります。

○**崎山嗣幸委員** では、もともと勾配の角度で赤土の流出によって起こる問題については、国も県も市町村も一緒にやろうという考え方だったのだけれども、平成23年度から市町村に負担をかけることについて進めてきていた。これは合意をして、今回は負担金10%を市町村から取りますということを行っているというわけですね。それは、各市町村も納得してのことですかと聞いているのです。

○**知念武農林水産部長** 当然、我々は事業を始めるときに、市町村といろいろな協議をします。市町村の赤土流出防止対策計画をつくってもらって始めますので、その合意がなければ事業はスタートできませんので、当然負担金の将来の事業を開始するに当たって、将来の負担金も持ちますという同意は得てから始めているつもりでございます。

○**崎山嗣幸委員** 今回、特に余りにも勾配修正がひどくてというか、要するに失敗というか、そういったことを起こってやったということではなくて、もともこの勾配修正をしたりするものの割合の負担金だということなのですか。

○**知念武農林水産部長** そのとおりでございます。もともと土地改良事業は機械化等を前提としてずっとやってきたのでありますが、御存じのとおり平成7年に赤土等流出の防止条例が施行されています。それに伴って、例えば機械化等では補助勾配が5%くらいまでは支障がないのですが、やはり赤土を流出させないという意味からはできるだけ平らなほうがいいということで、全然整備していないところもやりますが、整備したところも赤土が流れていけば当然やります。その勾配というものは、赤土を流出させないためのものであります。

○**崎山嗣幸委員** これは今言われている、久米島、竹富島、糸満市、石垣市等々は、みんな当初予算で10%で組んでいるということに理解してよろしいですか。

○**知念武農林水産部長** 例えば、ことしの予算であれば平成23年度のうちから

市町村とは調整をしまして、予算要求ヒアリング等をやりまして、あなたのところは次年度幾らつけまじょうとかいろいろな合意で、地元負担はこれですというようなことを当然示しながら、市町村にも予算化をしてもらっています。ただ、例えば途中で補正とかあるいは流用とかで、予算がふえたとかということであれば、市町村も補正で対応しないといけない場合もあるとは思いますが、基本的には当初から負担をお願いしています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 糸満市の第4地区はどこですか。

○松元茂農地水利課長 糸満市の今まで議会の中でも大変問題になりました、眞栄平南地区のところのクラガーのみ口の上側のほうに沈砂地をつくるという事業です。

○玉城ノブ子委員 具体的にその赤土流出防止のための事業ですか。

○松元茂農地水利課長 今までそういった形で環境が悪化していたということで、平成24年新規地区におきまして、そういった沈砂地をクラガーの上流側につくりまして、環境悪化を防止することに対応する予定です。

○玉城ノブ子委員 クラガーの上のほう、道向こうのほうで今やっていますが、あの事業ですか。

○知念武農林水産部長 今、まさにクラガーに入っていくその直上流に大きな沈砂地をつくって、とにかくできるだけ水をためこむと。今、クラガーも少し能力が落ちてますので、そこに入りきれずに湛水も起こっておりますので、それも防ぎながら、とにかく降った雨をため込もうということで、ゆっくり流していこうということで、池を掘るという。

○玉城ノブ子委員 負担割合は、具体的には国が幾らですか。

○松元茂農地水利課長 国が75%、本島地区については県が12.5%、離島については15%。市町村が本島につきましては12.5%、離島が10%です。糸満市に

つきましては、本島ですので、12.5%の負担率です。

○玉城ノブ子委員　それで負担金の割合のパーセントがそうになっているということですね。この事業は具体的に完了してますか。

○松元茂農地水利課長　平成24年度の新規事業としてスタートしております。今年度につきましては、測量試験費、設計をやっているところです。その概略ができ上がりまして、近々地元説明会等をして地元合意を得た上で工事の実施という段取りで、5年計画で進めていく予定にしております。

○玉城ノブ子委員　平成24年度から5年計画ということですか。

○松元茂農地水利課長　その予定です。

○上原章委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○上原章委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第48号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第49号議案県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

知念武農林水産部長。

○知念武農林水産部長　続きまして、議案書の239ページをお開きください。

乙第49号議案県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収についてです。

本議案は、県営通作条件整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決が必要となるためです。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第49号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第49号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情第123号外8件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念武農林水産部長。

○知念武農林水産部長 ただいまから、陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続6件、新規3件でございます。

それでは、以上の陳情9件について、御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の1ページをお開きください。

継続案件の陳情第123号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

2ページ目をお開きください。

アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

「なお、平成24年11月19日付で、3漁協に対し、使途の明確化と協定書に沿った事業への充当を文書指導したところであります」と追記しております。

3ページ目をお開きください。

継続案件の陳情第146号につきましても、その内容に一部変更が生じたので修正を行っております。下から4行目「そのため、県は平成24年10月24日に、読谷村役場と護岸の設置等について意見交換を行ったところであります。」また、下から2行目に、「今後とも」と追記しております。

4 ページ目をお開きください。

継続案件の陳情第148号につきましても、その内容に一部変更が生じたので時点修正を行っております。

アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。「そのため、県としましては、「伊是名工場老朽化対策検討チーム会議」を設置し、新たな分蜜糖工場建設に係る課題等について意見交換を行ったところであります。県としましては、今後とも当該チーム会議等を通じて課題整理に向けて調整を行ってまいります。」と追記しております。

6 ページをお開きください。

継続案件の陳情第151号も、陳情第148号と同様であります。

7 ページの陳情第162号については、修正はありません。

9 ページをお開きください。

継続案件の陳情第166号につきましても、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。「久米島町が、海洋深層水の農業利用に向けて、新たな計画を検討していることから、農業分野の研究員を引き続き配置できるよう、関係部局との調整を行っているところであります。」と追記しております。

次に新規陳情について、説明させていただきます。

10 ページをお開きください。

陳情番号第177号、陳情区分新規、件名高潮及び水害から地域住民の生命を守ることに関する陳情。陳情者東村議会議長安和敏幸であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針を御説明いたします。

東村においては、台風16号により、海岸保全施設及び漁港施設、漁船等が被災しており、農林水産関係の被害額は2億349万1000円となっております。

海岸保全施設の復旧対策としましては、平成24年11月27日に国の災害査定を終了し、今後、国の事業費の決定通知を受けて、年明けに工事に着手する見込みとなっております。また、被災した漁船については、漁船保険加入状況に応じて、補償を受け、一部操業を再開しております。漁港施設の復旧につきましては、平成24年11月21日に被災漁港の災害査定を終了し、平成24年11月29日に事業費の決定通知を受けており、平成25年1月中に工事発注の見込みとなっております。今後、速やかに復旧工事を実施し、年度内の復旧に取り組んでまい

ります。さらに、今回の台風による被災状況を十分に検証し、高潮・高波被害防止対策を検討するなど、今後の整備事業において取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、12ページをお開きください。

陳情番号第198号、陳情区分新規、件名指定障害福祉サービス事業者（たび重なる多種の違反をしている会社）の処遇（精査）を求める陳情。陳情者久手堅憲弘であります。

要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針を御説明いたします。

農の雇用事業は、新規就農者の雇用就農を促進するため、農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践研修等の支援事業となっております。本事業は、事業主体である全国農業会議所から、事業実施主体である楽園おきなわに対し、助成金を直接交付する仕組みとなっております。沖縄県農業会議においては、委託契約書に基づき、研修の実施状況、帳簿や証拠書類等について現地確認を行い、全国農業会議所に報告を行っております。全国農業会議所においては、沖縄県農業会議から提出された報告書等を踏まえた上で、研修事業が適正に執行されていると判断し、農の雇用助成金を交付したものと聞いております。なお、沖縄県農業会議に確認したところ、当該研修事業において、楽園おきなわに対し返還命令はなかったと聞いております。県としては、沖縄県農業会議に対し、全国農業会議所と連携しつつ、適切に対応するよう働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、13ページをお開きください

陳情番号第206号、陳情区分新規、件名美ら海協力金問題に関する陳情。陳情者長崎毅であります。

要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

宮古地域の3漁協と地元のダイビング事業者は、相互理解と協力等により、水産業及び観光ダイビング事業の振興などを目的に、任意で宮古地域における海面の調和的利用に関する協定を締結しております。当該協定に基づく協力金に関しては、ダイビング事業者を通して、観光ダイバーから任意で徴収しております。その用途等については、協定者で構成する美ら海連絡協議会が定めております。陳情内容に関しましては、1 過去の地元新聞記事や当該協議会のホームページにおいて、協力金の徴収に関する表現に、不適切なものがありました。2 過去の議会において、オニヒトデ駆除等と表現しましたが、これはあくまでも例示であり、協

力金の使途は、当該協定に基づき海洋環境保全、観光ダイビング業振興及び水産業振興に使われることになっております。3 これまで、長崎氏らから多数の陳情がありましたが、それらに対する調査等を随時実施してきており、議会にも適宜報告しております。4 美ら海協力金から、漁協へ支出される水産業振興の経費につきましては、漁協等が参加している当該協議会において、配分等が決められるものであります。県としましては、協力金の使途や徴収方法に関し、疑義を持たれることのないよう、協議会等に対し、適切な説明責任を果たすよう、今後とも積極的に働きかけてまいります。なお、平成24年11月19日付で、3漁協に対し、使途の明確化と協定書に沿った事業への充当を文書指導したところであります。

以上が処理方針でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第148号についてお聞きします。ぜひ実際に動いているので、頑張っていたきたいのですが、平成23年度が台風で非常に減産、悪かったと思いますが、トータルでどれくらいの生産が下がりましたか。全県における影響でいいです。

○知念武農林水産部長 平成23年度は台風、あるいは病虫害等々で大変な減産になりました。80万トン余りから54万トンに減っております。

○仲村未央委員 台風は何年か置きに来て、そのたびにこういう減産にあって、それでもこの島でどうやって農業を続けていくかということは、本当に大きな課題である。金もかかるけれども、私はやってほしいという立場で聞いています。先日、ある専門家の意見が論壇に載っていました。このように三、四年の間に必ず台風が来て、そうすると採算がとれないと。また土づくりからとなる

と、そうなるとう路地栽培の限界であるというように論じていました。そういう中では、これからロボット化して植物工場にして、科学肥料、日照とかそういうものもみんな機械化して、面積ではなくて工場としてやっていく農業が沖縄の求められていることなのだという指摘です。しかし、私は現実的にこれだけの離島を抱える地域で単なる生産コスト、生産性を高めるという側面ではなくて、農業は、そこに人が暮らすということを支えているというそのものが、これでははかれない部分があると思っています。非常に金がかかることもわかるけれども、そこは支えてほしいし、農林水産部として非常に大きな仕事をしていると思います。そういったところで、予算的に厳しさもありながら皆さんの基本認識を改めて聞きたいと思っています。

○知念武農林水産部長 委員がおっしゃったように、さとうきびの振興は沖縄県では離島を中心に大変重要だと考えています。我々も沖縄21世紀ビジョンの中でも、さとうきびは引き続き振興していくという方針でいます。この伊是名のことに関しては、事業費が結構大きくて、50億円、60億円という概算の試算が出ています。今の一括交付金の制度では、八重山、波照間島、竹富島、小浜島でも製糖工場の整備をしております。その中でも9割しか県と国で出せない。1割は地元で負担してくださいと。制度の中でやっているものですから、50億円の1割といっても、5億円ですから、果たして伊是名が、出せるか否かということも含めて、それが出せなかったらどこでどう手当てしていこうということも含めて関係する県、伊是名村、農協等々を集めて、その辺の知恵をいろいろ出し合ってやっていきたいと思っています。そういうことをやったら伊是名に果たして、どういう利益やメリットがあるのか一雇用も含めて、そういうことも出しながら、これは財政の理解も得ないと、あるいは国の理解も得ないといけませんので、その辺は検討チームでいろいろ詳細に検討して取り組んでいきたいと考えています。

○仲村未央委員 一括交付金の問われどころといたしますか、本当にただ一面的に農業として、ただ1割負担だからというだけではなく離島振興の視点、本当に定住雇用という部分も含めてぜひ勝負のしどころだと思いますので、頑張ってくださいたいです。

○知念武農林水産部長 農林水産部一丸となって頑張ります。

○仲村未央委員 ぜひ頑張りましょう。私たちも応援します。

次に陳情第198号についてお聞きします。この当該事業所については、これだけでは実態はわかりませんし、よく状況はわかりません。ただ似たようなことが散見されるといいますか、私も名護市のほうでそういった相談を受けています。福祉サービス、福祉事業所が雇用の助成を受けて、ここは農業の助成ですが、リサイクルとかいろいろな名目で障害者を働かせるというような雇用情勢が国から直轄で降りるといいう仕組みが多いです。そういう中で、働かせ方が、相手が障害者だと見て、最低賃金を割るような働かせ方をさせたり、非常に劣悪な雇用環境、衛生環境の中でさせているということがたびたびあります。こういった問題が発生したときには、ぜひ国との直の関係の中ですから、なかなか県の目線が入りにくいということはわかりますが、市町村と速やかに連絡を取り合って、本当に現場の状況がどうであるかということを確認させることを、ぜひとも県は指導的な立場にあると思いますので、そこをやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○知念武農林水産部長 農の雇用事業に関しましては、県の農業会議が全国の農業会議所と施設との間に委託契約を結んで、例えば、本当に研修を受けた実績があるのか、その内容はどうであったかということを実際に調査をして、報告をする委託契約を結んでいます。ただ、補助金といいますか、補助金を施設に出すということは、全国の農業会議所から直に施設にされております。我々が農政経済課を通じて、県の農業会議に確認したところ、全てそれは規程どおりにされておられ、その旨報告を出したと。それに基づいて補助を行ったのだらうということはおかっています。ただ、福祉については我々ではなかなかつかむことができません。農の雇用事業に限って調査をしたということです。

○仲村未央委員 資料を見ますと、やはりそれだけではスルーしてしまうということがあると思います。ですので、ぜひ一報は必ず市町村に入れて実態はどうですかと、本当に健全な農の働きになっているかとか、雇用環境はどうかとかというところは、気をつけてくださいというぐらひは連絡を入れ合うということは非常に大事ですので、ぜひそこに目を光らせていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第148号についてお聞きします。伊是名島の生産農家の戸数と従事者についてお願いします。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 伊是名村におけるさとうきびの生産農家の戸数の推移ですが、直近の平成23年が257戸、さかのぼりますことの5年前、平成19年、平成20年は291戸です。農家戸数につきましては、今、お答えしたとおりですが、手元に人数としての数字がございませんので、後ほど資料として提供させていただきたいと思います。

○瑞慶覧功委員 257戸のうちの専業農家は何戸ありますか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 販売農家戸数、農林業センサスでいう販売戸数ということになりますが、この戸数で申し上げますと195戸です。そのうちの専業農家戸数は74戸、兼業農家が121戸です。平成22年農林業センサスの実績ですが、そのような数字になっています。

○瑞慶覧功委員 総生産量。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 直近の平成23年、平成24年の生産量が7971トン、その前年の平成22年が1万5093トンです。直近の平成23年につきましては、御存じのとおり、病虫害等々の被害で、県全体としての減産がありました。伊是名村におきましても、そのような影響があった結果として、大幅な減産になっております。

○瑞慶覧功委員 この分蜜糖工場、伊是名の規模に対して工場をつくるのに、どのくらいかかりますか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 分蜜糖工場、いわゆる粗糖の工場につきましては、国の砂糖の価格調整に関する法律一糖価調整法の枠組みの中に日量の圧搾能力が300トンという規定がございます。通常、製糖期間の適正な操業日数等々を勘案しますとおおむね100日という話がありますので、単純な掛け算ではいけない部分があるかと思いますが、基本的には掛ける100、3万トンが1つの分蜜糖工場を動かしていく上での生産の目安目標ということになると思います。

○瑞慶覧功委員 その規模の工場を建築する費用は幾らですか。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 地元のほうから詳細な設計に基づく見積金額等は

いただいておりますが、現時点での概数として40億円、もしくは50億円程度の事業規模になると聞いております。

○瑞慶覧功委員 次に陳情第206号についてお聞きします。最初の要約の部分ですが、伊良部漁協の逸失漁業補償基金は今後10年で数十億円に達するというこの意味はどういう意味ですか。

○島田和彦水産課長 推測ではございますが、お手元に陳情原本がございましたでしょうか。そこに書かれている表があると思います。これは陳情者がつくった表ですが、2段書きと申しますか、伊良部漁港単独で実施した海面利用料という表がございましたでしょうか。以前、この間若干御説明させていただきましたが、今の組合長と以前の組合長がいまして、以前の組合長のときに金を取っていた部分がございます。そこから、逆算して今の協力金という形で金を協力していただいたものを引いたものが少なくなった分、ここでいう逸失の金額というような表現をしているのかなと思っております。

○瑞慶覧功委員 資料の14ページですが、経過処理方針の中の2番ですが、協力金の使途についてですが、海洋環境保全、観光ダイビング業振興及び水産業振興に使われることになっているとあります。このそれぞれの内容はこういったことですか。

○島田和彦水産課長 一番よく一般の方に内容がわかる形で協議会のホームページがございます。そこに例示的に書いていますが、海洋環境の保全に関しては、オニヒトデの駆除、あるいは海底の掃除をすることが例示されています。ダイビングの振興ということで、いわゆる宮古島にいるダイバーの方々に益になるようなもの、いろいろ書いていますが、1つは美ら海協力金というもののお返しという大変ですが、そういうものについて抽選会を行って、プレゼントを差し上げるとか、そういう経費に使ったりダイビング船の係留ブイの設置をするとか、いろいろな利便性を考慮するようなものに使っていくと。また、水産業振興に関する費用としては、稚魚等の放流等を実施していくとか、あるいは漁業者の懇談会を開くなどの経費にしていくということが例示されております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 陳情第177号についてお聞きします。東村の台風被害がかなり深刻な状況で、私も調査に行きました。復旧を図っているということですが、向こうで被災された漁船、漁民の皆さんは漁船保険に加入している方々もいると思いますますが、加入状況はどうなっていますか。

○島田和彦水産課長 東村におきましては、被災された船が24隻と聞いております。そのうち保険に加入しているのが22隻です。現在、修理等は終わって活動をしているのが18隻と聞いております。24隻から22隻を引きますと2隻は保険に未加入という状況がございますので、我々としては保険に入るように指導等を今後もやっていきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員 漁民の皆さん、これだけの台風被害に遭っていますので、これは本当に漁に出ることができないという事態になると、漁民の皆さんにとっては本当に死活問題になりますので、これについてはきちんと漁に出ることができるような具体的な支援が必要だと思います。また、漁港の施設の復旧に関しては、事業を採択しているということですが、年度内には漁港の施設が完全に復旧するという見通しはありますか。

○知念武農林水産部長 その目標で取り組んでおります。施設の大小によっては、一部年度を越したりすることもあると思われれます。できるだけ、漁に支障がないところから早目にやって、漁民の皆さんが支障なく漁ができるようにしたいと思います。

○玉城ノブ子委員 今後の対策ですが、具体的に東村のほうでも護岸のかさ上げだとか、ブロックの設置等を要求しておりますが、あのような被害、台風が直撃するともろに大きな被害に直結しますので、今後の対策についても十分にやっておかないと向こうの漁民の皆さん方にとっても大変だと思います。今後の対策についても皆さん方は具体的にいろいろ検討なさってますか。

○知念武農林水産部長 今回の台風による異常な高波といいますか、異常潮位につきましては、今、農林水産部で予算を組みまして今月いっぱいには調査設計、分析の委託を出そうと思って準備をしております。その結果で、次の整備に生かしていけるか否かも含めていろいろな検討をして、そういう対策をとっていききたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 漁民の皆さん方が今回の被害で受けた衝撃は非常に大きいので、安心して漁をすることができるようにぜひ頑張ってくださいと思います。

○上原章委員長 先ほどの瑞慶覧功委員の質疑に対して、竹ノ内昭一糖業農産課長から発言があるようです。

竹ノ内昭一糖業農産課長。

○竹ノ内昭一糖業農産課長 先ほどの瑞慶覧委員の御質疑の中で、農業従事者数につきまして、手元に数字がありましたので、改めて答弁させていただきます。伊是名村の農業従事者数、平成22年の農林業センサスの数字でもって、349名という数字になっております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情第81号外6件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、議員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が5件、新規陳情が2件となっております。

継続陳情5件のうち、3件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

処理方針に修正のある継続陳情2件について、御説明いたします。

修正のある箇所は、下線により表示しております。

説明資料の5ページをお開きください。

陳情第144号、沖縄県立劇場（仮称）の中部地域への誘致に関する陳情、平成24年11月30日に文化発信交流拠点整備検討委員会から文化発信交流拠点の方針に関する提言が提出されたため、時点修正を行っております。

説明資料の6ページをお開きください。

陳情第161号、新沖縄県立劇場の誘致に関する陳情、先ほど説明しました陳情第144号と同様の理由で時点修正を行っております。

続いて、新規陳情2件を御説明申し上げます。

説明資料の7ページをごらんください。

陳情第184号、「尖閣諸島、沖縄は、日本の領土である」「中国の理不尽な行為や侵略行為は絶対に許されない」という決議を求める陳情。陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

尖閣諸島については、日本政府が「日本の固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところで、現にわが国はこれを有効に支配していることから、尖閣諸島には領有権の問題はそもそも存在しない。」という見解を表明しております。沖縄県としては、「尖閣諸島は沖縄県石垣市の行政区分に属する日本の領土である。」と政府と同じ見解に立ち、現在は国によって適切な管理がなされているものと認識しております。尖閣諸島に関する件につきましては、日本政府による平和的かつ冷静な外交によって解決が図られるものとして、国の対応を尊重しながら状況の推移を冷静に見守っていきたいと考えております。

説明資料の9ページをお開きください。

陳情第185号、「尖閣諸島、沖縄への中国の領海侵犯・侵略行為は絶対に許さない」という県民大会の開催を求める陳情。

尖閣諸島については、日本政府が「日本の固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところで、現にわが国はこれを有効に支配していることから、尖閣諸島には領有権の問題はそもそも存在しない。」という見解を

表明しております。沖縄県としては、「尖閣諸島は沖縄県石垣市の行政区分に属する日本の領土である。」と政府と同じ見解にたち、今後も国によって適切な管理がなされるものと考えており、県民大会を実施することは考えておりません。なお、本県漁業者の安全確保については、これまでも日本政府に対して万全を期するために適切な対策を講じるよう、継続して要請を行っているところです。

以上が文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第161号についてお聞きします。変更になった処理方針の中で下から2番目に、飲食物販機能等の整備とありますが、具体的にはどのような内容ですか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 提言の中で国立劇場おきなわを中心としたということで、そこの周辺に今の現状は飲食の施設も余りないという状況で、見終わった後に、または見る前にゆっくり観劇した内容を語り合ったり、打ち合わせをする場所などがないということが出ておりまして、レストランやカフェなど、今は想定の段階で、詳しい話し合いはまだ行っておりませんが、今後の検討会で内容については詳しく審議されていくものと思っております。

○玉城満委員 イメージとしては、本土の国立劇場などの待合室のカフェやレストランということですね。私は、この内容を見ていると、飲食物販機能というのは、県立劇場の片一方の将来像としては、食べながら、飲みながら見れる施設というのも頭の中にはあると思います。そういう意味合いのことかと思えます。既に喫茶施設がありますよね。そういうものがそろっているが、あえて民間がやることを強化することが妥当なのか否かということが疑問です。

○平田大一文化観光スポーツ部長 3回の検討委員会の中で、必要な機能や何が不足しているか、またパブリックコメントでアンケートをとって、新しい県立郷土劇場に臨む形であるという中で、既存のものをもし使う場合に、今不足しているものというところできたのが、まさにこういった飲食物であったり、物販だったりということです。まさに委員のおっしゃるとおり、構想の中では飲食が可能なホールを今後考えていくべきだと思います。今、国立劇場おきなわを拠点にしますので、アンケートの中で国立劇場おきなわのカフェ機能が火が使えないということで、全然充実していないということがかなり出ているのですから、道具保管庫や稽古場そして物販を含めた部分は、この周辺で整備していくという方向性で実演家の皆さんの要望に応じていきたいと考えています。

○玉城満委員 私のイメージは—そういうことも大事ですが、県立劇場に行くと、例えば組踊弁当とか名物の幕の内弁当があります。そういうものの開発に対しての予算措置はいいと思います。ただ単に民間ができることを、民間はここに人が集まるのならばここに入りたいです。そういう指定管理ができることを整備するという考え方は少し違ってきているという印象です。そういう意味では、今の説明ではまだ火が使えないということですので、ぜひそういう食べられる、向こうに憩いがあるという設備を整備することには反対ではないのですが、そういうところも頭に入れてほしいと思います。

○平田大一文化観光スポーツ部長 ちょうどこの年末からあと3回、検討委員会を開いて今度は基本構想—今委員がおっしゃったような形のようなイメージのものが、必要なものをどこにどのようにやったらいいのかも含めて、ビジョンを含めて検討委員会を開いていきますので、ぜひそういった中でイメージをもっとしっかりと詰めていきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第161号についてお聞きします。処理方針の確認ですが、結局、この県立劇場は今回は建設はしないで、国立劇場おきなわの機能の充実というか、周辺関連施設も含めてやっていくということで、理解してよろしいですね。県立劇場は建設しないということですね。

○平田大一文化観光スポーツ部長 まさにおっしゃるとおりで、処理方針にも書かれているとおりです。今、既にある既存の施設というものは那覇市を中心に南部に多いです、これから株式会社沖縄タイムスのホールですとか、那覇市民会館の新たな動きもありますし、逆に今ある既存のものをしっかりとソフトを充実させていく、その将来性のある中で今後考えていこうということです。

○仲村未央委員 非常によくわかりました。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情第184号についてお聞きします。そもそも文化観光スポーツ部がなぜ尖閣諸島問題について取り扱っていますか。

○照喜名一交流推進課長 交流推進課は、以前は国際交流課という課でした。国際的ないろいろな交流の中で、尖閣諸島をそもそも所管する課がなかったという中で、ある意味海外とのいろいろなやりとりをさせていただいている交流推進課で見たらどうかということで、交流推進課が所掌事務を担ったと聞いております。ただ昨今の尖閣諸島を取り巻く状況に照らして見ると、やはり安全保障の状況が出てきて、昨日の知事の見解にもありましたように、今、知事部局の中でこれをどう見ていこうかという検討をしているところです。

○砂川利勝委員 当然、観光の見地からこの問題を話されても困りますし、基本的に国にみんな任せているような対応です。沖縄県として何もやっていません。漁業者についても国に任せている。でしたら今、これだけ中国が入ってきている中で何の抗議声明も出さないではないですか。当然、行政区域の石垣市は出しています。その大もとは沖縄県ですよ。沖縄県は知らぬ存ぜぬではだめだと思います。もっと毅然とした態度をとって、中国と国際交流があるからとかそういう問題ではないです。きちんと真剣に向き合ってください。このようなペーパーでは解答になりません。もう少し踏み込んだ発言もしてほしい。漁業者は働けないのが現実です。漁業者のことを聞いても、観光担当課だからこういうのはわかるわけがありません。そもそも間違っています。所管する課をもっと前から決めて、沖縄県の立場をもっと明確にしてください。そうでないとこれは全然進まないと思います。

○平田大一文化観光スポーツ部長 本本当に委員のおっしゃるところは、我々も認識をしています。やはりあくまでも一8月9月あたり、9月18日ですかね、その部分から大きく動きがあるものですから、我々の対応としてはおっしゃるとおり、文化、観光、スポーツの面だけではない部分が出てきましたので、この点に関しましては我々としても知事公室を含めて連携しながらやってきたわけですが、知事のきのうの答弁があるとおおり、もっと大局をしっかりと見ていかなければいけない。一つ、我々が懸念しているのは、尖閣諸島だけではなくて、交流推進課ではウチナンチュ大会などを含めたウチナンチュの皆さんとのネットワークなどがあるものから、できれば我々の希望としては知事のある意味戦略的な外交的な部分でしっかりとした交流と共生の島沖繩が実現できるような、そういう形に格上げする形でできれば、そういう方向に持っていけるような、その中でしっかりとした形の海外との交流を考えていけるような課になることを期待をしているところです。

○砂川利勝委員 結局は、交流していく方向と領土問題は切り離さないといけないということですよね。それを認めていますよね。結局は、片方では仲よくしましょう、片方ではここに入らないでほしいと言えるわけがありません。今、同じ議論の土台に立てない。そこはしっかりと明確に分離して所管がえをやるならきちんとやって、そこはそこの部署に任せたほうがお互いの立場が主張できると思っていますので、やっていただきたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情184号についてお聞きします。今、言っていたことについて私はいいいと思います。1895年に閣議決定されてからという意味では、多分、沖縄県の漁民も含めて操業そのものについては、そういう状態だったと思います。この海域を軍事的な境界線の中においてアクション、トラブルを起こすことによって沖縄の漁民が使えなくなるわけですから、そこはやはりある面、軍事の境界線上ではなくて、平和の境界線上として持っていく努力をしないといけないと思います。そういう意味で、政府の方針を今文化観光スポーツ部長は答弁されたが、学者の中には、1895年に閣議決定された国際法が公表されたかどうかという見解を言っている部分もありますよね。この辺の部分の国際法的にこれが十分に法的根拠を持っているということの意味であるが、その当時の

時代といいますか、さかのぼって歴史的な検証もやらないと一気に言っていますが、そのときに、世界にといいますか、中国も含めてといいますか、日本の領土ということを含めてしっかりと公表したといいますか、確認されているそれなりの会議など根拠はありますか。講和会議の中に中国が入っていないということが言われていますが、その機関で日本のものだということで、中国も含めて、アジア周辺も含めて認知、協議の中でされたことがありますか。あればとても根拠に……。

○照喜名一交流推進課長 明治政府が先占—この島についての支配が及んでいないということを調査しまして、閣議決定をしたということを聞いております。そのところの歴史的検証は今のところは、明治政府の見解に従って外務省もそれを踏襲して、今中国、もしくは世界各国にそういう国の方針ということでやっていると聞いております。その分については、前提として成り立っていますので、そこを厚くするという意味での調査は今後可能かもしれませんが、一応今、国の方針としてはそういうことを前提として全てが進んでいるというように理解しております。

○崎山嗣幸委員 占有権といいますか、どこにも属していないものだから日本が表明をして国際法的にということわかります。その根拠であるならば、それから以降について日本のものだということで、やはり沖縄の漁民も含めて、その航海図を使っていたわけですから、そこをそういった意味での根拠をやはりもっと把握をしたほうがいいと思います。根拠をはっきりとして、説明をできるようにして、それから中国との問題、今言っていることも含めて、今のようトラブルが起こらないようなことも含めて沖縄の漁民が安全航行できるように進めることは、私は重要だと思います。この辺を含めて所管もそうですが、これは漁業者の安全確保について答弁しているので、所管課ではないのではないかと思いますし、安全保障の所管課なのか、経済労働委員会の文化観光スポーツ部なのかという曖昧さがあるので。我々もわかるように、日本の領土であると根拠を明確にするとか、あるいは航海上はどういった、軍事的な境界線上のものにするのか、漁民も中国も交流する機会という視点を明確に持ったほうがいいと思います。その辺の見解はどうですか。

○照喜名一交流推進課長 先占の見解につきましては、当時は中国も台湾も特に日本がそういうことをしたということに対しての異議を唱えることがなかったというように聞いております。そもそもの問題としては、国連の調査団によ

る石油の埋蔵と一歴史的な考察をしますと、調査団の報告と日中両国、中国とアメリカ合衆国の国交回復等、また本土復帰が非常に密接に絡まってこういう状態になっていると思います。その中でアメリカ合衆国の見解もすごく大事になってくると思います。アメリカ合衆国については施政権だけ認めて、領有権には口出しをしないというところで、事態を相当混乱させているのかなと思っています。この件につきましては、なかなか何が正しいということは、国が方針を出していますので、県独自に何らかの方針を出すというよりも、今後に向けては領土問題はそもそもないという見解に立って、中国といろいろな経済、文化いろんな面での交流を密接にして、沖縄独自の外交といたしますか、そういったもので対処することがいいのかなと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議する)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第17号議案から乙第19号議案までの条例議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの条例議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案から乙第19号議案までの条例議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第29号議案財産の取得について採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見、討論なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第29号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上原章委員長 挙手多数であります。

よって、乙第29号議案は可決されました。

次に、乙第30号議案財産の取得について採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見、討論なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第30号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上原章委員長 挙手多数であります。
よって、乙第30号議案は可決されました。

○上原章委員長 次に、乙第31号議案から乙第33号議案までの財産の取得についての3件の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見、討論なしと認めます。
以上で、意見、討論等を終結いたします。
これより乙第31号議案、乙第32号議案及び乙第33号議案の3件を一括して採決いたします。
ただいまの議案3件は、挙手により採決いたします。
なお、挙手しない者は、これを否とみなします。
お諮りいたします。
ただいまの議案3件は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上原章委員長 挙手多数であります。
よって、乙第31号議案、乙第32号議案及び乙第33号議案は可決されました。
次に乙第39号議案、乙第40号議案及び乙第41号議案の指定管理者の指定についての3件の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見、討論なしと認めます。
以上で、意見、討論等を終結いたします。
これより乙第39号議案、乙第40号議案及び乙第41号議案の3件を一括して採決いたします。
ただいまの議案3件は、挙手により採決いたします。
なお、挙手しない者は、これを否とみなします。
お諮りいたします。

ただいまの議案 3 件は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上原章委員長 挙手多数であります。

よって、乙第39号議案、乙第40号議案及び乙第41号議案は可決されました。

○上原章委員長 次に、乙第47号議案、乙第48号議案及び乙第49号議案の 3 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案 3 件は可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第47号議案、乙第48号議案及び乙第49号議案は可決されました。

次に、甲第 4 号議案沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算(第 1 号)の採決を行います。その前に、意見、討論等はございませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見、討論なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより甲第 4 号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上原章委員長 挙手多数であります。

よって、甲第 4 号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議する)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情22件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章